

公募公告

国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）では、エネルギーの消費割合が大きい医学部附属病院の省エネルギー化の推進により、光熱費の効果的な削減を行い、環境負荷の低減を図るとともに、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）の対応が求められています。

つきましては、前述の目的を達成するため、省エネルギー技術全般に係る豊富な知識や経験、企画力を有し、医学部附属病院においてエネルギー管理支援業務を行う事業者を公募します。

1. 企画競争に付する事項

(1) 事業名

佐賀大学医学部附属病院エネルギー管理支援業務

(2) 業務の内容

- ① 本学医学部附属病院（以下「本院」という。）の電気設備・空調設備などの利用状況やシステムの運用方法などのエネルギー診断を行い、当該設備に対する利用効率の改善及び最適化を支援する。
- ② 事業者は、自ら行ったエネルギー診断に基づき照明、空調などの設備のエネルギー効率化を図る機器等を設置する。
- ③ 本院の「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号）について、エネルギー管理企画推進者の職務を支援する。
- ④ 本院の省エネ法第 15 条及び第 16 条に基づく経済産業省令で定める事項の主務大臣に対する報告について、エネルギー管理企画推進者の職務を支援する。
- ⑤ 本院の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条に基づく国土交通省令で定める事項の所管行政庁に対する届出等について、エネルギー管理企画推進者の職務を支援する。
- ⑥ 「エネルギーコストベースライン」を基準値として、当月の実績値と当月に対応する月の基準値を比較し、その差額に 50%以内の成功報酬率を乗じて得た額を当月の委託料（消費税及び地方消費税相当額を含む（1 円未満切捨て））とする。ただし、光熱費の削減効果が得られていない場合は、委託料を請求しないものとする。なお、成功報酬率は企画提案によるものとする。
- ⑦ 本院における設備の大幅な変更、著しい燃料費高騰等のエネルギー使用量又はエネルギー使用料に大きな変動が生じる事由が生じた場合は、「エネルギーコストベースライン」の見直しを本学と協議するものとする。
- ⑧ 事業者は本学に対し、設置した機器等の代金、設置費用、メンテナンス費用及び修繕費用を含め、本事業に定める業務に関し、上記⑥以外の事業費について一切の請求をしないものとする。
- ⑨ 契約終了後、事業者の設置した機器等の所有権については、原則として本学に帰属するものとし、契約終了前に本学と協議する。

(3) 事業期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日まで。

契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日までを履行準備期間とする。

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 応募の資格者は次の要件を満たすものとする。

- ① 定款又は商業登記簿において、エネルギー管理システム業又はこれに準じた業務を営んでいることを定めている者であること。
- ② 平成30年度以降に元請けとして1.(2)①から⑤に掲げる内容の業務を行った実績(各々の項目を別々の契約で行っている場合は当該契約をまとめて実績とみなす)や類似業務に関する官公庁や独立行政法人、公共機関等での受託実績を有すること。
※当該実績の対象施設は病院以外の施設でもよい。
- ③ 病院の電気設備・空調設備などの利用状況やシステムの運用状況を理解し、利便性を落とすことなく、本業務を実施することができること。

(2) 応募できる事業者は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者。
- ② 破産者で復権を得ない者。
- ③ 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第4条に該当する以下の者。
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下(2)において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下(2)において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められるとき。
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑧ 国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第3条に該当する以下の者
被保佐人、被補助人及び未成年者(婚姻又は営業の許可を受けている者を除く。)で必要な同意を得ている場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

3. 本件担当部署及び各種手続き

(1) 担当部署

〒849-8501 佐賀県佐賀市鍋島五丁目1番1号
国立大学法人佐賀大学医学部経営管理課用度(病院) 主担当
電話番号 0952-34-3118

FAX 0952-34-2007

メールアドレス keieich2@mail.admin.saga-u.ac.jp

(2) 公募要項等の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間 令和6年3月29日(金)～4月26日(金)
土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで
- ②交付場所 上記3.(1)に同じ
- ③交付方法 上記3.(1)のメールアドレス先に、会社名及び連絡先等を明記するとともに、本学より開示を受ける一切の情報についての「秘密保持に関する誓約書」を添付した電子メールにより申し込むものとし、電子メールの件名は、「佐賀大学医学部附属病院エネルギー管理支援業務の公募要項等申込」と標記すること。なお、公募要項等は、電子メールによる申し込み受信確認後、添付ファイル(圧縮ファイル等)により、申込先に送付する。

(3) 応募書類の提出期限及び提出場所等

- ①提出期限 令和6年4月26日(金)17時00分まで
(郵送・宅配便の場合は提出期限内にて必着とする。)
- ②提出場所 上記3.(1)に同じ
- ③提出書類 公募要項に記載のとおり

4. 選定方法等

(1) 選定方法

本学の選定委員会において、提出された応募書類の書類審査及び必要に応じて実施するヒアリングにより、企画内容及び実行能力等を総合的に審査し、優先交渉権者を選定する。

(2) 選定基準

本学が別途定めた選定基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

令和6年5月10日(金)までにすべての提案者に選定結果を通知する。

5. その他

- ・契約書等作成の要否 要
優先交渉権者と諸条件を協議のうえ、「事業契約書」を締結する。
- ・その他詳細については、公募要項による。

以上公告する。

令和6年3月29日

国立大学法人佐賀大学

学長 兒玉 浩明

